

京都市告示第 43 号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第9項及び第10項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和6年4月2日

京都市長 松 井 孝 治

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペースを除く）

（愛称：きらきら園、あおぞら教室）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

(3) 実施事業

条例第2条第5号に規定する事業

2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

3 変更内容

（受付時間の変更）

受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、開所する土曜日及び日曜日は午前8時30分から午後2時30分までとする。

（休所日の変更）

令和6年 4月13日（土）、4月27日（土）、5月11日（土）、5月25日（土）、
6月8日（土）、6月23日（日）、7月13日（土）、7月27日（土）、8月10日
（土）、8月24日（土）、9月14日（土）、9月28日（土）、10月12日（土）、
10月26日（土）、11月10日（日）、11月30日（土）、12月14日（土）

令和7年 1月11日（土）、1月25日（土）、2月8日（土）、2月22日（土）、
3月8日（土）、3月22日（土） を開所する。

4 変更期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）